

2020年3月23日

モビリティ・イノベーション・ファンド
2020年3月19日における基準価額変動について

BNY Mellon・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

2020年3月19日、モビリティ・イノベーション・ファンドの基準価額が前営業日比5%以上下落いたしましたので、ご報告申し上げます。

2020年3月19日のモビリティ・イノベーション・ファンドの基準価額は6,271円となり、前営業日比-437円、-6.51%となりました。今回の基準価額の変動の主な理由は、以下の通りです。

3月19日の基準価額算出の基準となる3月18日の外国株式市場は、再び新型コロナウイルスの経済に対する影響が懸念され、大幅下落となりました。政府の財政政策や中央銀行の金融緩和でも景気悪化に歯止めはかけられないという見方が広がりました。原油価格がサウジアラビアの増産体制強化との発表を受け大幅に下落したことも、市場の下押し圧力となりました。

新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響が懸念される中、金融市場の変動率が非常に高い状況が継続しています。今後の展開につきましては、引き続き慎重に注視して参る所存です。

主要指数等の動き

	2020/03/17	2020/03/18	変化率
MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス(配当込、米ドルベース)	890.00	844.94	-5.1%
S&P500種指数	2,529.19	2,398.10	-5.2%

出所: Bloomberg

基準価額算出時使用レート(TTM)

	2020/03/18	2020/03/19	変化率
米ドル(対円)	107.39	108.98	+1.5%
ユーロ(対円)	118.01	118.89	+0.7%

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY Mellon・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社 が作成したものです。●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

＜ファンドのリスク＞

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として内外の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き(外貨建資産には為替変動もあります。)により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「株式の発行企業の信用リスク」、「為替変動リスク」、「流動性リスク」、などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

＜お客様にご負担いただく費用＞

お客様には以下の費用をご負担いただきます。

■ 直接ご負担いただく費用

○購入時手数料

購入価額×**上限 3.3%(税抜 3.0%)**(手数料率は販売会社が定めます。)

※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

■ 間接的にご負担いただく費用

○信託報酬

信託財産の日々の純資産総額×**年率 1.7985%(税抜 1.635%)**

運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末

または信託終了のとき、信託財産中から支払われますが、日々費用として計上されており、

日々の基準価額は信託報酬控除後となります。

○マザーファンドの投資顧問会社への投資顧問報酬

委託会社の受取る報酬には、マザーファンドにおいて運用の指図権限の一部を委託している投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。

投資顧問報酬額=信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額×年率 0.34%

○その他の費用・手数料

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用、目論見書等の作成、印刷および交付費用ならびに公告費用等、その他の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等が、信託財産より支払われます。

◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、料率、上限額等を表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」をご覧ください。

● 設定・運用は

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第 406 号

[加入協会]一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

/ 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社は、2020年4月1日をもって商号を「BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社」に変更する予定です。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。